

**奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画
(第3次)**

奈良県

目次

I	計画策定の基本的な考え方	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画の性格	
3	計画の期間	
4	市町村等との連携、協力について	
5	計画の進行管理	
II	計画の体系	3
III	計画の内容	4
	基本目標 1 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりのための推進体制整備	
(1)	県配偶者暴力相談支援センターにおける支援の充実	4
(2)	市町村・関係機関との連携	5
(3)	民間団体等との連携	5
(4)	D V相談事例の分析	6
	基本目標 2 配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成	
(1)	県民への意識啓発	6
(2)	家庭・学校・地域での人権教育の推進	7
(3)	発見・通報体制の充実	7
	基本目標 3 被害者が安心して相談できる体制の整備	
(1)	被害者が相談しやすい環境整備	8
(2)	信頼できる相談員等の育成	8
(3)	苦情処理体制の整備	9
	基本目標 4 被害者を迅速安全に保護する体制の整備	
(1)	一時保護体制の充実	9
(2)	被害者が安心できる安全な保護体制の整備	10
	基本目標 5 被害者の自立を支援する体制の整備	
(1)	総合的な支援の充実	11
(2)	就業支援の充実	11
(3)	住宅支援の充実	12
(4)	同伴する子どもの支援の充実	13

I 計画策定の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

また、DVの被害者は多くの場合女性であり、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を妨げるものとなっています。

DVは、被害者の命や身体に危害を及ぼしたり、精神的に有害な影響を及ぼす可能性が高いにもかかわらず、家庭内において発生することが多いため潜在化しやすく、外部から発見されにくい状態にあります。また、DVのある家庭では、その子どもへの虐待も併行して発生している場合が多くみられます。

こうした暴力の背景には、男女の社会的地位、経済力の格差、固定的な性別役割分担意識など、女性差別の意識があるとされています。

このような状況の下、平成13年4月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV防止法」という)」が制定され、その後、二回の改正を経て、市町村の取組促進、保護命令制度の拡充、配偶者暴力相談支援センターの役割を強化することが定められました。また、児童扶養手当や住民基本台帳制度の適用範囲が拡大され、DVの被害者に対する支援は広がりを見せています。

本県では、平成13年に「奈良県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、「なら男女GENKIプラン(男女共同参画計画第2次)」において、基本課題の一つとして「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を位置づけ、男女共同参画社会の実現に向け、女性に対するあらゆる暴力をなくすための取組を進めています。

DV被害に対しての取組は、DV防止法の制定以前より、婦人相談所において相談に応じ、民間機関と連携しながら必要な保護を行い、平成14年4月に、中央子ども家庭相談センター(旧婦人相談所)を配偶者暴力相談支援センターと位置づけ、高田子ども家庭相談センターや女性センターでの相談体制の充実・連携を図りながら被害者の支援を行ってきました。また、平成20年1月に策定した「奈良県配偶者からの暴力防止および被害者支援基本計画(第2次)」を踏まえ、被害者に対して相談・保護、自立支援等の総合支援を行ってきたところです。

DV被害者からの相談件数は、増加傾向にあります。DVを容認しない社会の実現のためには、国、県、市町村はもとより、県民一人ひとりが、法の趣旨を十分に理解し、さまざまな観点からの幅広い取り組みを進める必要があります。

DVの被害者や子どもたちが、安心かつ安全に暮らせる社会をめざして、DVを防止していくための施策を積極的に推進し、DVを許さない社会づくりを進めていきます。

2. 計画の性格

- (1)この計画は、「DV防止法」第2条の3第1項に基づき策定するものです。
- (2)この計画は「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」での意見聴取を経て策定するものです。
- (3)この計画は、広範多岐にわたる配偶者からの暴力防止及び被害者支援対策を総合的、計画的に推進するために策定するものです。

3. 計画の期間

- (1)この計画の期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。
- (2)法律及び基本方針が見直された場合や、新たに盛り込むべき施策等が生じた場合には、状況に応じ見直しを行います。

4. 市町村等との連携、協力について

- (1)県及び市町村は、この計画の趣旨に沿って、施策を推進します。
- (2)県と市町村及び民間団体等は、連携協力を図り、情報提供や研修機会を設けながら、計画で示した施策を推進していきます。
また、県は本計画に基づく施策を実施する上で、県民及び団体に対して理解と協力を求めます。

5. 計画の進行管理

「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」において、計画で示した施策の実施状況を報告し、意見を求め進行管理を行っていきます。

※1 配偶者等からの暴力：DV防止法の規定により定義されている「配偶者からの暴力」及び「交際相手からの暴力」(デートDV)。

※2 ただし、「DV防止法」の根拠が必要な活動については、当該法律に規定されている「配偶者からの暴力」を対象とする。

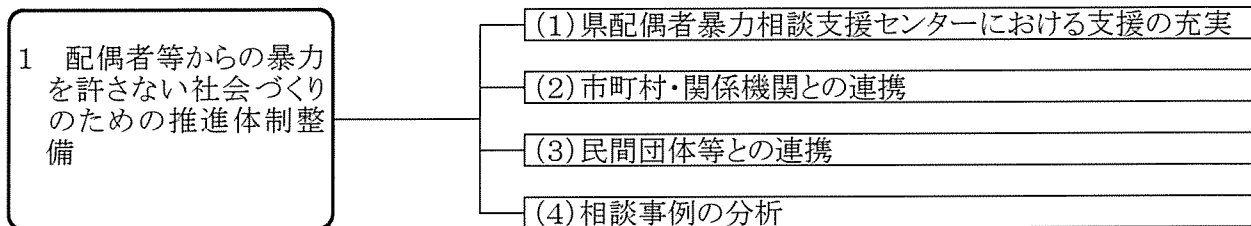
II 計画の体系

奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画

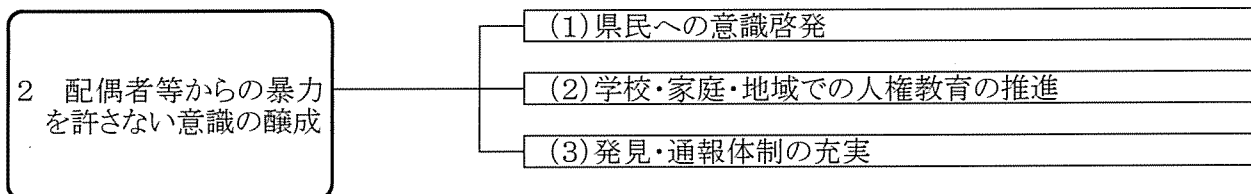
基本目標

重点目標

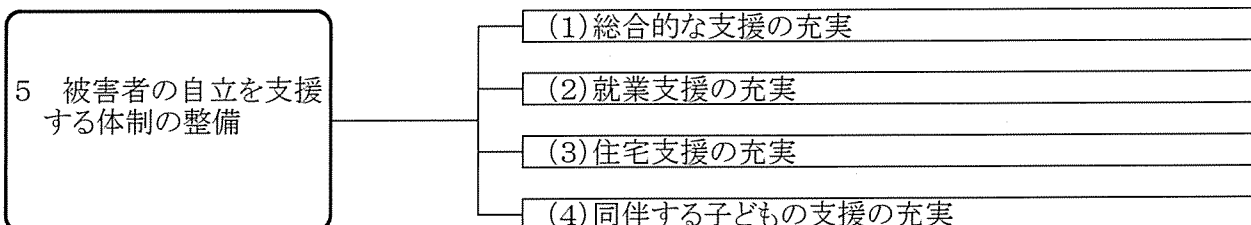
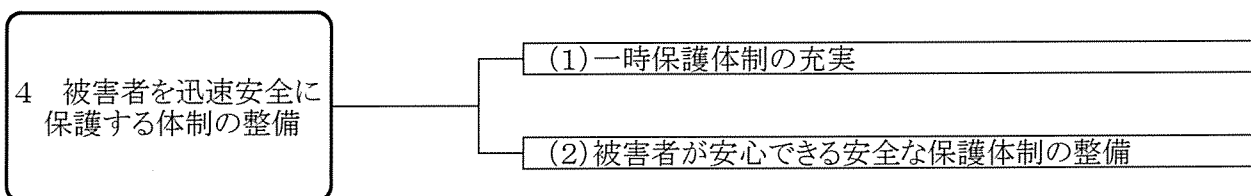
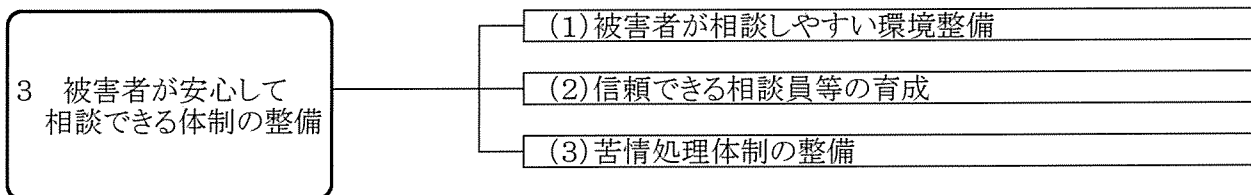
◎体制整備



◎発生予防



◎被害者支援



Ⅲ 計画の内容

基本目標1 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりのための推進体制整備

(1) 県配偶者暴力相談支援センターにおける支援の充実

■現状と課題

県配偶者暴力相談支援センター(県DVセンター)は、DV被害者支援のための中核施設として、関係機関と相互に連携を図りながら、相談・一時保護・自立のために必要な情報の提供を行っています。

近年の多様化するDV被害者の相談ニーズを的確にとらえ、ともに考え、支えていくために、対応する職員の資質向上に努めていくことが重要です。さらに、被害者が安心できる環境を提供するために、一時保護機能の充実を図っていくことも必要です。

また、市町村での取り組みを充実させるため、被害者支援業務への助言や体制整備への支援が必要です。

■今後の取り組み、方針

- 相談・保護・自立支援体制の充実
- 相談員の資質の向上に向けた研修
- 県内の中核施設としての機能強化と、関係機関との連携による被害者支援の強化
- 福祉制度等利用について「手続き一元化」の推進
- DVの相談状況及び一時保護の被害者状況の分析、情報提供

(2) 市町村・関係機関との連携

■現状と課題

被害者の保護や自立支援を円滑に行うためには、県DVセンター、警察、福祉事務所、市町村等の関係機関が共通認識を持ち、相談、保護、自立支援のそれぞれにおいて、緊密に連携し、加害者に居所を知られないために被害者の情報を適切に管理し、被害者支援に取り組むことが必要です。

特に市町村は被害者にとって最も身近な行政主体です。そのため、支援に対して積極的な取組が求められていますが、各市町村の取組状況は様々です。

どの市町村においても、被害者に対しての相談窓口を設け、支援に対する情報を提供することが必要です。関係機関等との連携を行いながら、自立に向けた継続的な支援を同じ水準で行うことが望まれます。

■今後の取り組み、方針

- 市町村等の相談業務充実のために、「DV相談の手引き」を活用
- 各市町村との連携強化(DVの理解を深める研修会開催、情報共有化等)
- 福祉制度等利用について「手続き一元化」の推進(再掲)

(3) 民間団体等との連携

■現状と課題

DV防止と被害者に対する保護、支援等については、社会福祉施設及び民間支援団体が大きな役割を担っています。

また、NPO等民間支援団体では、平成13年のDV防止法成立以前からDV被害者に対する相談などの被害者支援に積極的に取り組んでいます。平成13年以後、本県では、各団体をはじめ行政機関が連携を図り、被害者の保護、自立支援を行うことを目的として、「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」を開催し、情報交換、DV防止のための活動を行っているところです。

今後も被害者の早期発見から自立に至るまでの支援について、民間団体の意見等を踏まえより緊密な連携・協力を図り、一層効果的な被害者支援に取り組むことが必要です。

■今後の取り組み、方針

- 県こども家庭課を中心とした「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」の運営
- 民間団体等でのDV被害者相談等の実施
- 民間団体等がより柔軟で機動的な被害者支援を行うための情報提供、資料の提供等連携・協働を推進

(4) 相談事例の分析

■現状と課題

DV被害者支援は迅速・適確であることが重要です。しかしDV被害者の抱える問題は、複雑・多様であり、被害者が求める支援も様々となっています。

より迅速・適確な支援を実現するため、過去の相談事例を分析し、被害者の抱える問題、支援ニーズを整理することが必要です。

■今後の取り組み、方針

- 県DVセンターにおけるDV相談事例の分析
- 分析内容を踏まえた支援体制の整備

基本目標2 配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成

(1) 県民への意識啓発

■現状と課題

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。また、子どもの面前で行われるDVは、児童虐待防止法において、児童虐待であると規定され、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えます。加えて、加害者に罪の意識が少ないことから、被害者の生命・心身に有害な影響を及ぼし、個人の尊厳を著しく侵害するものです。

DVを防止し被害者に適切な支援を行うためには、より一層社会的な理解を得る必要があります。

また、DVが人権侵害であることを認識していない被害者もいるため、被害にあっていることに気づかないまま、深刻なDV被害に陥る場合もあります。被害者自身や周囲の関係者がDVに気づくこと、理解を深めることができるよう啓発を行うことが必要です。

■今後の取り組み、方針

- 暴力防止に関するフォーラムの開催や、啓発誌、ホームページ、講座等による県民への啓発
- 広く県民が人権問題を身近に考える学習の機会となる、イベント等の開催
- 外国人被害者等への多言語による情報提供

(2)学校・家庭・地域での人権教育の推進

■現状と課題

DVを防止するためには、DVを含むあらゆる暴力を許さない社会的意識の醸成が必要です。そのためには、家庭・学校・地域等それぞれに、きめ細かい人権教育を行うことが重要です。

近年では配偶者からの暴力だけでなく、交際相手からの暴力被害が問題となっています。また、児童虐待、いじめ等の増加など、若年層における人権侵害も問題となっています。

県民一人ひとりが人権についての正しい知識や認識を持ち、暴力をはじめ様々な人権侵害に対して適切に対応できる技能を培うことが重要です。そのため、DVなどのあらゆる暴力を容認しない、人権が尊重される社会づくりができるよう、学校をはじめ、家庭、地域等において人権教育を推進します。

■今後の取り組み、方針

- 学校でのスクールカウンセラーや出前講座、資料等による中高生への啓発
- 互いに人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮することができる社会づくりをめざし、子どもの発達段階に応じた人権教育の推進

(3)発見・通報体制の充実

■現状と課題

DVは、家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難であるうえ、加害者からの報復や家庭の事情等の理由により、被害者が支援を求めることをためらうケースも多くあります。そのため、被害者を早期に発見するためには、情報を広く社会から求める必要があります。法においては、DV(身体に対する暴力に限る)被害者を発見した者は、被害者本人の意思を尊重したうえで、DVセンター又は警察官に通報するように努めることとされています。

身近な人や関係者、特にDV被害者を発見しやすい立場にある医療関係者、児童福祉関係者、母子保健関係者等による通報が適切に行われるよう、DVについての理解と通報の必要性について、周知を図っていくことが必要です。

また、職務関係者に対しては、暴力防止に向けた取り組みを地域で推進できるよう、DV被害の実情や相談支援への知識と技術を深めるための研修を行うことが必要です。

■今後の取り組み、方針

- DV発見・通報のための広報・啓発
- 医療機関向けDV被害者対応マニュアルを活用した、周知・啓発
- 職務関係者(保健・福祉・教育関係者)への周知・啓発

基本目標3 被害者が安心して相談できる体制の整備

(1) 被害者が相談しやすい環境整備

■現状と課題

被害者からの相談は、県DVセンター、高田こども家庭相談センター、女性センター、福祉事務所、人権擁護機関等の県相談機関や、市町村の相談窓口、国の相談機関、民間等の相談機関で行っています。また、警察においても、各警察署等で相談を行っています。

DVの相談件数は増加傾向にあり、被害者も多様化しています。

性別、国籍、年齢、障害の有無等、被害者の持つ多様な状況に応じ、人権に配慮しながら、相談ができる体制づくりが必要です。

そのためには、県や市町村での相談体制を充実するとともに、法律的な助言を必要とする場合や、地元での相談が困難な場合などは、他の相談機関を紹介できるよう、相談機関相互の連携体制の整備を図っていくことも必要です。

今後、県や市町村、人権擁護機関や民間の相談機関相互の連携をより一層進め、被害者に対し必要な情報提供や援助が幅広く行えるように努めます。

■今後の取り組み、方針

- 県DVセンターを中心とした各相談機関による相談体制の整備
- 各相談機関との連携の強化
- 女性の相談窓口の周知

(2) 信頼できる相談員等の育成

■現状と課題

被害者から相談を受ける場合は、被害者の話を十分に聞き問題解決に向けた助言を行うことが必要です。また、被害者の状況やDVそのものに対する理解不足による相談員の不適切な対応によって、被害者がさらに傷ついてしまうといった、二次被害を防止するための配慮が重要です。

そのためには、複雑・多様化する被害者からの相談を正しく理解し、問題解決が図れるよう、相談員に対し資質向上のための研修等の実施が必要です。

■今後の取り組み、方針

- 相談員の資質の向上に向けた研修(再掲)
- 職務関係者への講座・研修等を実施し、DVに関する諸制度、プライバシーの保護等の周知徹底
- 相談員に対するメンタルヘルスケア等の実施

(3) 苦情処理体制の整備

■現状と課題

DV防止法において、県、市町村、関係機関等は、被害者の保護に係る職員の職務執行に関して被害者から苦情の申し出を受けた時は、適切かつ迅速に処理することと規定されています。県、市町村、関係機関等は、申し出られた苦情について、適切かつ迅速な対応が必要です。

■今後の取り組み、方針

○被害者の保護に関することに対して、被害者等から苦情の申し出があった場合は、各機関が連携を図りながら、迅速かつ適切に対応

基本目標4 被害者を迅速安全に保護する体制の整備

(1) 一時保護体制の充実

■現状と課題

県DVセンターは、被害者に更なる被害が及ぶことを防ぐための緊急的な保護が必要な場合、被害者本人の意思に基づいて一時保護を行っています。そのため、夜間休祝日を含めた24時間体制で、緊急的一時保護への対応を行っています。

また必要に応じ、社会福祉施設・民間シェルターへの一時保護委託や、都道府県域を超えた保護も実施しています。

被害者本人や同伴する家族のおかれている状況を勘案し、関係機関と緊密な連携を図りながら、迅速安全に、被害者及び同伴する子どもを加害者の追及から保護することが必要です。

■今後の取り組み、方針

○被害者及び同伴する子どもを加害者から安全かつ速やかに保護するための体制整備

(2) 被害者が安心できる安全な保護体制の整備

■現状と課題

一時保護の受入れにあたっては、入所者の緊張と不安を緩和し、安心して援助を受けられるように安全な体制を整備することが必要です。

DV防止法において、被害者、同居する未成年の子ども、親族、知人について、保護命令の対象となっています。各相談機関は県警本部及び学校や保育所等に必要な情報を提供し、被害者とその関係者が加害者から追及されないように連携・調整を図っていくことが必要です。

また、被害者から相談を受け、支援を行うにあたっては、被害者の性別・国籍・年齢や障害の有無を問わず、プライバシーの保護、安心と安全の確保、受容的な態度で相談を受ける等、被害者の人権に配慮した対応が求められます。

警察は、配偶者等からの暴力被害の発生を防止するための措置を講じるとともに、被害者に対して助言、指導を行い、加害者に対しても必要な指導、警告などを行います。また、DV防止法に基づく、被害者からの援助申出や裁判所の保護命令の決定に迅速に対応し、被害の未然防止に努めています。

■今後の取り組み、方針

- 被害者及び同伴する子どもに対する心のケアの充実
- 被害者及び同伴する子どもを加害者から守るため、相談関係機関、警察、福祉事務所、学校、保育所等との連携強化
- 外国人、高齢者や障害者等の人権を尊重した対応の徹底
- 被害者の個人情報扱う各関係機関における個人情報の適切な管理と保護の徹底
- 警察による被害者に対するDV防止法などの分かりやすい説明と、被害の拡大を予防、未然防止する対応の徹底

基本目標5 被害者の自立を支援する体制の整備

(1) 総合的な支援の充実

■現状と課題

被害者が自立するためには、就業、住宅の確保、子どもの就学等様々な問題があります。それらの解決に向け、県DVセンターでは、一時保護中の被害者の自立のための生活指導、諸制度の情報提供、その他自立に必要な援助を実施しています。

被害者の自立支援については、日本司法支援センター(法テラス)等による被害者相談や民事法律扶助等の情報提供など、利用できる福祉制度、施設などを被害者の立場に立って幅広く検討する必要があります。

特に、被害者の早期自立のためには、市町村の役割は重要です。援護制度の活用(生活保護、児童扶養手当等の適用)や、母子・寡婦福祉資金等貸付制度の活用、適正な国民健康保険等への被扶養認定取扱、住民基本台帳の閲覧制限等、各法律制度に基づいた被害者支援の実施など、適切な対応が必要です。

■今後の取り組み、方針

- 福祉制度等利用について「手続き一元化」の推進(再掲)
- 関係自治体と協力しDV被害者の一時保護所退所後の自立に至るまでの支援体制を整備

(2) 就業支援の充実

■現状と課題

被害者の早期自立のためには、安定した職業に就き、経済基盤を確立させることが重要です。そのためには、ハローワークやしごとiセンター等の関係機関と連携を密にしなが、就業相談、情報提供、技能習得講習等の就業支援を行うことが必要です。

また、子どものいる被害者については、奈良県母子家庭等就業・自立支援センター(スマイルセンター)における就業相談等の対象となるため、スマイルセンターにおいて就業相談や就業情報の提供、就業支援講習会の開催、自立支援プログラムの策定等を実施しています。

これらの就業支援関係機関を活用し、被害者の自立のために積極的な就業支援を行っていくことが重要です。

■今後の取り組み、方針

- 被害者が自立した生活ができるよう、就業支援関係機関との連携による就業促進

(3)住宅支援の充実

■現状と課題

平成23年度において、一時保護所退所後の被害者は、自宅への帰宅が38.0%、実家が22.8%、母子生活支援施設への入所が19.0%、アパート等への入居が15.2%となっており、半数以上が帰宅または、居所を把握されやすい実家を選択している現状があります。

退所後に加害者の家に戻らず、新たな生活を始めようとするDV被害者の自立を支援するためには、住宅を確保し、居住の安定を図ることが重要です。

そのため、住宅支援のひとつとして県営住宅においては、空き住戸を活用したステップハウスの実施に加え、入居者資格における居住地要件の緩和や福祉枠の設定のほか、子どもがいる被害者が優先的に入居できるよう母子家庭に準じた取り扱いを行うなど、被害者の住宅の確保に努めています。

■今後の取り組み、方針

- 県営住宅等を利用したステップハウスの整備
- 公営住宅について、福祉枠の設定に向けた働きかけ

(4) 同伴する子どもの支援の充実

■現状と課題

被害者の保護と自立の支援を図る上で、同居する子どもに配慮することは極めて重要です。

子どもの面前で行われる配偶者への暴力は、児童虐待防止法において児童虐待と規定されており、子どもに対して心理的な外傷となるものです。また、被害者自身が心身ともに傷つき、養育放棄の状態に陥ることもあり、被害者と子どもの両方に対しての心のケアが必要です。

県DVセンターでは、同伴する子どもに対して、一時保護期間中の短時間学習、保育の実施や、心理担当職員及び児童相談部門と連携した子どもの心のケアを実施しています。

また、被害者から申し出があった場合には、子どもが通学する学校や幼稚園、保育所において、加害者に居所が知られることがないように配慮が必要です。

さらに、転校等の手続時などは、関係機関と学校、教育委員会等が連携し、加害者に居所を知られないために、子どもに関する情報を適切に管理することも必要です。

■今後の取り組み、方針

- 被害者及び同伴する子どもに対する心のケアの充実(再掲)
- 関係機関と連携し、子どもの情報を適切に管理するとともに、安全に就学できるよう、学校関係者、スクールカウンセラーに対してDVに関する法制度についての周知徹底
- 教育委員会・学校等と連携し、同伴する子どもが安全に就学できるための情報を被害者に対し提供

奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画
平成25年3月

発行 奈良県健康福祉部こども・女性局こども家庭課

〒 630-8501 奈良市登大路町30番地
TEL 0742-27-8678